

答 申 第 2 7 号
平成25年 3月19日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 酒 井 正 文

個人情報の目的外利用について（答申）

平成25年1月10日付け自第105号で諮問のありました事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

個人情報の目的外利用について

2 答申内容

防犯上好ましくない状態にある家屋（空き家）について、所有者を特定し、適正管理に努めるよう注意喚起を促し、良好な環境の形成に努めるため、四街道市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、固定資産税及び都市計画税（家屋）評価事務における個人情報（住所、氏名）を利用することについては、「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき」と思料されるところから適当であると認めます。